

事後審査型条件付一般競争入札の実施について

このことについて、下記のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施するので、参加を希望する場合は、申請書等を作成の上、提出してください。

令和 7 年 5 月 2 日

西都市長 押川 修一郎

1 競争入札に付する事項

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 案件名       | 令和 6 年度繰越事業<br>危機管理課備品（パーティション・浄水器）購入 |
| (2) 購入物品名及び数量 | パーティション 900個<br>浄水器 7台                |
| (3) 購入物品の特質等  | 各仕様書のとおり                              |
| (4) 納品期限      | 令和 8 年 3 月 31 日                       |
| (5) 納品場所      | 西都市役所（西都市聖陵町二丁目一番地）                   |
| (6) 予定価格      | 非公表                                   |

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本件に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日以前 3 か月以内に、手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税、その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本件の公告日から入札執行日までの間に西都市物品等入札参加資格停止の措置に関する要綱（平成 27 年西都市告示第 116 号）の規定による指名停止を受けていない者であること。

- (6) 本件の公告日から入札執行日までの間に宮崎県の指名停止を受けていない者であること。
- (7) 西都市暴力団排除条例（平成23年西都市条例第18号）第2条第1号に規定する団体でないこと及び同条第2号から第3号の規定に該当する者がいない団体であること。
- (8) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
- ① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。
- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (エ) 組合の理事
- (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合、その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合



② 委任状（入札参加申込用）（別記様式第4号）

※①については、本店名、本店代表者名を記載し本店の代表者印を押印すること。

※入札に支店等が参加する場合、②を提出すること。受任者名は支店等の代表者とする。

6 入札の日時等

- (1) 入札日時 令和7年5月27日 午前9時15分
- (2) 入札場所 西都市本庁舎北棟3階会議室

7 入札の方法等

- (1) 入札執行日当日に入札参加者（代表者でない場合、委任状（別記様式第5号）が必要。）が持参し、提出した入札書（別記様式第6号）を入札者の前で開封し、落札候補者を決定する。
- (2) 開札をした場合において、全ての応札価格が予定価格を上回り、落札候補者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は2回までとする。
- (3) 入札参加者が1者のみの場合でも、有効なものとして入札を執行する。
- (4) 入札を辞退する場合には、入札前までに入札辞退届（別記様式第7号）を受付場所に直接持参するか、郵送（入札日前日までに到達するものに限る。）すること。

8 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

9 入札保証金

入札保証金については、免除する。

10 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設定しない。

11 入札参加資格確認申請

入札参加者は、全員、入札参加資格確認申請書（別記様式第8号）を提出すること。

- (1) 提出日時 令和7年5月27日（落札候補者決定後）
- (2) 提出場所 西都市本庁舎北棟3階会議室（入札会場）
- (3) 添付資料
  - ① （西都市に対して納税義務のあるものについては）市税完納証明書の写し
  - ② 入札参加者所在の都道府県税納税（完納）証明書の写し
  - ③ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（その3の3またはその3の2）の写し

④ 修繕やメンテナンスについて、対応可能な提携業者一覧表（別記様式第9号）

※各証明書については発行日が入札日より3ヶ月以内のものに限る。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格を入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）の結果、本公告に定める資格要件を満たしていると認められた場合に落札者とする。
- (2) 入札金額が同額で、落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。ただし、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない市の職員にくじを引かせ落札候補者を決定する。
- (3) (1)の資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、前項の落札候補者の次に最低価格を入札した者（以下「次順位者」という。）の資格確認を行い落札者を決定する。
- (4) (3)の資格確認は、落札者を決定するまで繰り返す。

## 13 入札の無効に関する事項

西都市財務規則（昭和39年西都市規則第7号。以下「規則」という。）第123条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者として資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 2以上の入札者の代理人となった者のした入札

## 14 契約の締結

- (1) 落札者との契約締結は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年西都市条例第4号）第3条に規定する市議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決がなされたときに本契約となる。
- (2) 落札者は、市が指定する日までに仮契約を締結すること。
- (3) 落札者が上記(2)の期日までに仮契約を締結しない場合は、落札者の決定を取り消す。
- (4) 上記(3)により落札者の決定を取り消した場合は、次順位者と随意契約交渉を行う。
- (5) 本契約に関する必要な費用は落札者の負担とする。

## 15 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、規則等の定めるところによる。
- (2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札参加に係る全費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 契約に関する事務を担当する部局

西都市財政課

住所 〒881-8501 西都市聖陵町二丁目1番地

電話 0983-43-0377